

懐かしの出会い、旧交を温める 札幌和寒会、旭川和寒会開催

札幌和寒会

9月29日（土）、ホテルライフオー札幌で、総会・交流会が行われ、会員や和寒町からの参加者など51名が出席しました。

札幌和寒会総会は隔年で開催されており、2年ぶりに顔をあわす旧友との再会に昔話にも花が咲き、お互い近況を語り合っていたほか、地元からの参加者にふるさとの様子を尋ねるなど、大変盛りあがりました。



旭川和寒会

10月24日（水）、旭川花月会館で、総会・交流会が行われました。幅広い年齢層の参加があり、60名の出席者はふるさとの思い出を語り合い、アトラクションのヨサコイやカラオケで盛りあがり、笑い声が絶えない中、親睦と交流を深めました。

また、総会では役員改選が行われ、平成16年から会長を務められた芳賀宏光さんの退任に伴い、副会長の朝日文雄さんが会長に就任されました。



●和寒出身のかたで構成される『ふるさと和寒会員』を募集しています

ふるさと和寒会は、旭川、札幌、東京周辺にお住まいの和寒をふるさととするかたがたにより組織され、会員同士の情報交換や交流行事の開催などの活動をしています。

それぞれの会では、随時会員を募集していますので、入会をご希望のかたは、各会事務局か総務課まちづくり推進係までご連絡願います。ご家族、ご友人などお誘いあわせのうえ、たくさんのかたのふるさと会への入会をお待ちしています。

旭川和寒会 事務局：佐藤 孝 (TEL0166-25-7370)

札幌和寒会 事務局：中村 浩 (TEL011-641-0549)

東京和寒会 事務局：菅原 充子 (TEL03-3914-5010)

■お問い合わせは 役場総務課まちづくり推進係 (TEL32-2421) まで

教育委員会委員に吉田隆宏氏再任

9月30日任期満了に伴い、和寒町教育委員会委員に議会の同意を得て町長が吉田隆宏氏を任命しました。委員の任期は、10月1日から4年間となります。

また、その後開催された教育委員会議で委員長には浜田友子委員が、委員長職務代理者には福井教之委員が10月1日付でそれぞれ再選されました。



吉田隆宏さん

新規就業者に奨励金

本町では、担い手の確保・育成を目的として、新規に就業し一年を経過されたかたを対象に奨励金を交付しています。本年度は、新規開業者3名に町長から奨励金が手渡されました。

交付されたかたは次のとおりです。

| 商工業 | 氏名(住所) | 屋号 |
|-----|-----------------|------------------|
| | 山口 忠 士さん (字南町) | やまぐち商店 |
| | 小田島 尚 人さん (字西和) | Odashima Guitars |
| | 竹内 正 樹さん (字西町) | たけうち |



北海道最低賃金改定について

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されました。

| | | |
|---------|-------------|------|
| 最低賃金額 | 時間額 | 719円 |
| 効力発生年月日 | 平成24年10月18日 | |



- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

■お問合せ先は 厚生労働省北海道労働局 名寄労働基準監督署（電話：01654-2-3186）まで

課税事業者のかたへ～消費税の届け出はお済みですか～

個人事業者のかたで、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要なかた）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者とは？

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超えるかたが該当します。

※1「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。

したがって、平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えているかたは、平成25年分の消費税の課税事業者に該当します。

※2「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額（これらの売上に係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額）をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下のかたは、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成25年分から簡易課税制度を適用して申告するかたは、平成24年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

詳しい内容については最寄りの税務署におたずねください。

また、国税庁ホームページでもご確認ください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nta.go.jp> —

■お問い合わせは 名寄税務署個人課税部門（電話01654-2-2311）まで

人権擁護特設相談所開設のお知らせ

町では、人権週間（12月4日～10日）の期間中、下記の日程で特設相談所を開設します。
現在、和寒町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員が各種相談に応じています。

- ・荒瀬 龍 男 和寒町字西町196番地 電話32-4504
- ・打田 幸 江 和寒町字三笠5番地 電話32-2982

◎人権擁護特設相談日程

1. 相談実施日：12月7日（金）
2. 相談時間：午前10時から午後3時まで（5時間）
3. 相談場所：保健福祉センター 1階「相談室」



[相談は無料で、秘密は固く守られます]

■お問い合わせは 保健福祉課福祉係（電話32-2000）まで

（株）テレビ北海道（TVh）開局

平成24年9月27日から和寒中継局でTVhの試験放送を行っていましたが、10月30日（火）に正式に開局いたしました。TVhをご覧になるには、お使いのテレビやチューナーのチャンネル設定が必要となりますのでご確認ください。

なお、名寄中継局から電波を受信している大成、東和地域のかたは平成24年1月、西和地域のかたは平成25年3月に視聴可能予定となっておりますのであわせてお知らせいたします。

工事着工の状況

| 場所 | 工事名 | 施行内容 | 金額(円) | 完成期限 | 施行業者 |
|-----|----------------------|---|------------|--------|-----------|
| 三笠 | 新大通り他路面改修工事 | 工事延長L=540m (道道和寒幌加内線～道道和寒鷹栖線) | 46,987,500 | 12月14日 | （株）近藤組 |
| 東町 | 東大通りバリアフリー化工事 | 工事延長L=128m (道道上土別和寒線～東3丁目通り) | 18,900,000 | 12月14日 | （株）浜田組 |
| 三笠 | 地域資源活用交流施設整備工事 | 運搬盛土 一式 駐車場造成 | 32,655,000 | 12月21日 | （株）コンドー興産 |
| 松岡 | 木質バイオマス燃料製造施設整備工事その1 | 堆積場整備 通路整備 | 22,627,500 | 12月14日 | （株）コンドー興産 |
| 西町 | 総合庁舎周辺整備工事 | 浄化槽・ポンプ室撤去・庭木等移設・ 物置設置・配水管整備・通路整備・ 外灯整備 | 8,463,000 | 12月14日 | 共栄建設(株) |
| 松岡 | 旧中学校周辺整備工事 | 建物解体 跡地整地 | 1,858,500 | 11月30日 | （株）橋組 |
| 日ノ出 | 東山スキー場第1リフト改修工事 | リフト改修一式 | 1,900,500 | 11月30日 | （株）橋組 |

町職員人事異動

～ 10月1日付採用 よろしくお願ひします ～

さとうせいな
佐藤 聖奈【町立病院看護師】

本年4月より臨時看護師としてお世話になっておりましたが、この10月より正職員として勤務させていただくことになりました。

私は砂川市立病院附属看護専門学校卒業後、砂川市立病院、旭川医科大学病院を経て、新薬・医療機械の研究に携わってきました。

これまでの経験を活かし地域医療や看護に貢献していきたいと思っております。

和寒町職員として自覚を持ち、これからもがんばっていきたく思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

